

成瀬二郎右衛藤原某

系嗣不詳

成瀬猪之助藤原松久

成瀬九多房春律家

平城錄卷第百十五

成瀬

藤藏藤原正義

三子

正頼子なり

三河よしもと

寛永
尊

先祖又太郎基直

二條關白良基

孫孫行

良基放ばつりて二河國加茂郡足助庄に

寄居いじゆ一二石を被く長子を公達二男

左基久さねひさ

按此の良基二河國を流寓せしよりす
かくまつる達基久二人の名等卑々脈不見な

忠節を勵もきてすゝより累代の臣
もうち子重爲政直泰親君」
は、岩津城を築きて信光君松平
郷より彼城へ移らせ、すまき中根
近藤内侍等、近所に向く旋じ
て安城の城を攻め、其不る移せ
候ひ親忠君より是れ築せみます付

仰よりて附屬せられ文明十七年八月
廿二日岩津郷の元モ法名を洋蓮と
以去孫モ大藏國平トリ國平と
一り藤右衛門トシして親氏君長親君よ
歴仕ノ額田郡網濱庄之石郷明大寺
のきと石廻ノ六名郷の岩門を擅^{アツ}く
住すとちと彌吉房國重^{イシキ}トシテ藤右衛門
より是正義^{マサヨシ}祖父か^ク長親君不

陽時より仕まゝり清康君述^{スル}の後
廣忠卿國雅^{カニタ}を離^{ハシメテ}伊勢國^{イセ}に移^スらせ
居^リとき伊西類^{イシ}とも^モ爲^ス所^シと内還
城の事^トをとづ^ス遂^シ岡崎^{オカザキ}。

もうる天文九年安城^{アシキ}と計死^{スル} 家傳 横山家

實水齋^{ミツミツイチ}子家傳^{クニヒヤウ}にて先祖ハ洛陽の紳翁^{シンウ}也^シ流落^{リウラク}して三河國
立^リ居^リ廣瀬郷^{ヒロセ}の居住^リも甚^シ其子又^シ市^シ陽瀬^{ヨウセ}を家傳^{クニヒヤウ}と云奉親君與
起^リ一^シ事^トを仕^フばは^シ、^{シテ}より君基一業^{シキイエイ}を負^ヘ、^{シテ}酒井林太^{ヨシイ}久保^{クボ}の入^リと從^フひ^トすまうる又^シ市^シト^シ已^シ累代^リ伊家^{イケ}
代^ス七八代の後西蕃^{シブ}父の附^スいふと^{シテ}至^リ圓鏡失^セ、^{シテ}左兵衛^{サムライ}を祀^ス。實政
事^トを終^ス之^の祖^{シジ}の名をもつて^{シテ}之^の翁^{シシ}を^{シテ}至^リ記^ス。

重脩譜編輯のまゝ呈せ。一家傳ハ同家隼人心正典、家子其始祖正成

一家の情況を知り、是れ参考である。
父頃

入之而酒未盡也。山東人同。一夕枕書今の家傳道。之已來。

王
酒
生
穎
又
大
丈

清康君より
清寛承

天文四年十一月清康君森山之印

行ひ多々廣忠卿より初雅。す
城を押頃せんとつる大樹寺の陣を

被へて頼むより先よ預託せんと議
せし半國家の存亡は軍よりぞ死んで
決して討てしり缺くこときの小勢を

右有金鵠忠豐同至人席忠高先生進之
不雋歎也正賴也大原方迎右鵠惟宗
八國志一詮重等同
追之也
勇與
乃之不敵全遂了敗走次日又

乞を收りて岡崎より、不廣忠卿
務よ悦りせ清ひ汝等忠君廻へ恙かく
してあくよ歸る今汝おな見よ再び
父君よまよあらこちじされと同く
出陣せり者よ帰りある者わざ観
せしもんとて也爲儀わづ正獨等其
恩命を感謝

三州八代紀古傳
集大三川志

此頃世の形勢危く廣忠卿の身自分

主をあく骨えりて、鷹等の草と
是を儀。志りく伊勢國よ彦。

あすまわる

家譜大久保
忠教自記

其後もとく大久保

太郎右衛忠俊林藤助忠潤八國詮重
人原惟宗等と岡崎邑還城の事とそろ

家譜紅葉山序本
河記大久保忠教自記

後まゝの人に云かてし今

川義元援けよどぎて二河國年呂城よ

移りてまつる

家譜三州八代紀古傳集紅葉山
印本三河記大久保忠教自記

同

六年十一月久保忠俊より譲り所せ
三木の松平藏人信者をかげし西邊
入にて有る所を、手てをあくは
六十四年四月晦日立園林忠滿八國詮重と
り又藩主年号城主馳事ア即駕を迎
六月朔日岡崎城より還入る。あくは
家譜三州八代記古傳集此功を當せられ是年十月西翁
及ひ久保忠俊林忠滿八國詮重大原

惟家等各十文貫文の地を加賜り又
一紙の陽書を下され某年死まで
父に継て

東照宮より
家譜某地二千四十貫文を賜り由使
番行する寛永清國朝大業廣記四旗奉行をうな
鳥居四扇九鳥忠廣と同く巡侍

専軍事より譲り
寛永永禄五年十一月

同僚と争論し彼者を計果（ルル）付
伊勢亂を起す遠江國（遠江國）の潛居（潜居）

寛永禱國
朝大葉魔丸

國（國）一一向専修の流省（流省）付正義三河

國（國）は耽溺（耽溺）ありて妻（妻）を伴ひ

岡崎の同僚（同僚）ありて妻（妻）を廻（廻）

清（清）先の伊勢亂をもすれ是より再

仕（仕）てそよろ是年十月より翌十七年

の春より不吉で數度の戰（戰）し。

軍功（軍功）一ノ、（一ノ）連尾等の采地（采地）を令

りて勳功の事（事）を引（引）せ清（清）と正義

の二河國岡郷（岡郷）より五十貫文（五貫文）ア地を

加（賜）。（賜）實見承譲（實見承譲）。是年武田信玄大軍を

率（率）て三河國吉田の多^{（多）}出張（出張）。是時

敵の先鋒。金の切裂（切裂）の手（手）。

武士諸卒を下（下）知（知）を見て正義の方

の火（火）を對（對）し我今彼者を討（討）。

速よ歎陣よ馳入られと組て遂よ正義と

より比類あらず、馬鹿を彰る

按もろみ御徳大國記
國朝大業傳元年冬十月
首を射ゆる者射て於て墮すト記也

玄蕃名清宗と同 歆陣より之或

首を射ゆる者射て於て墮すト記也

同年年式の文

三河國山家にて地よ出張主是より
先正義行

と渡すをあくもせらる

裝飾類ひきよしと著して仰希す

いと假令討死ももは遠慮はけず

より聞人皆奇番をうそ嘲り

此報の壁を隔て矢軍行正義役寝
着

右道より馳向く

東照宮仰覽して歩卒二人を遣

まこと制

とち行正義の其二人を

病死ようとして死つて行正義うす

見むせり歎陣よどみ首をうそてからく

うなまじけの一音首をうそてからく

寛永

同二年織田右府邊に國より張一箕
作城を攻るも

東西宮に接合して松平勘定信一
をさへ向る此と凡正義從ひて先登
よ達に立て先づも後を合せて首獲
いゆう 藩元亀元年折川の役より黒縄
くわく 線と綴じ首とて名を取る
清 宽永 同二年三月原の戦ひよりもあくび

あてもうと合戦の希和按まよは戦経済の合戦の
朝ノ武功雜記二十六年三月
鳥居忠廣と先陣後陣を争ひ勝
計果さんとて傍を入る言を盡
してあるべからずもよきうじ忠廣
正義じし一矢のて、武田方よりも
敗りりて一矢のて織田家よりも
援をうかがはば一人のうとも厚方れ
ほつまくまを度すも人私眼に

て討ちにさへおこなつてゐる者も多
くしていも覺ゆるや明日の戦ひよ
車を率ひる者を除くと討死せん
いよとしむる正義守てけよ我も
さうぞ差す(さうぞ)ばまゝ和解(わ
景期の別れを惜さんと支ゆるを
拓きわざるまで酒宴(さけん)にて
東照宮(とうじょうぐう)を正義(せい
ぎ)

儀國家の軍監(ぐんげん)として新井(あらゐ)を
ひけらま(ひけらま)忠廣(ちゆうこう)は濱松(はままつ)の軍監(ぐんげん)
修(しゆ)されど互(たがわ)に誓約(せいやく)せることられ
忠廣(ちゆうこう)は新井(あらゐ)をまつりひく
ひくやうに戰(たたか)ひまつらうと人
かく民(みん)間(まん)二方(ふたがた)騎(き)りまつら
其(その)中(なか)馳(は)いて散(まき)よけ被(うけ)て辞(ことほ)
命(めい)者(しゃ)をうしれ庇(うぶ)けらま(うぶ)

常山社漢古
今武勇覺書

みよして敗走常山社漢古
今武勇覺書忠廣も胄首

三級を太刀より貫家清常山社漢古
古今武勇覺書忠義も見せんとて
ちうこ尋ねよ正義も首三級を
提家清常山社漢古
古今武勇覺書忠廣も尋ねてのうちし集下
首を見て相馬名とうらわらしきの
首を投げてあくべく歎陣家清常山社漢古
古今武勇覺書此時
りり又首家清常山社漢古
古今武勇覺書此時

正義弟左右衛門正一を守ひ汝はけ道の

案門家清常山社漢古
古今武勇覺書忠廣奉家清常山社漢古
古今武勇覺書て竇ねて城入家清常山社漢古
古今武勇覺書てまつて我家清常山社漢古
古今武勇覺書まつて討家清常山社漢古
古今武勇覺書る

もとて又歎陣家清常山社漢古
古今武勇覺書を歎ひ

寛永禪武
徳大院記

いよ

て小縣、高麗多訪昌景を討家清常山社漢古
古今武勇覺書て彼の
中よ突家清常山社漢古
古今武勇覺書て武田の主正義一人を討家清常山社漢古
古今武勇覺書て
いも既家清常山社漢古
古今武勇覺書て見る所家清常山社漢古
古今武勇覺書に
武田信豊宍山梅雪馬場信廣等梯家清常山社漢古
古今武勇覺書て
う馳家清常山社漢古
古今武勇覺書る遂よ正義是を而も討家清常山社漢古
古今武勇覺書れり

忠廣ひくとあらがひ又首よりて正義
を尋ねまつても見えぬ所聞方よと今
討死して首ハ缺くとぞりとぞりと
坐て正義ハ稀世の勇士を約束達成
討死せしと筆主とては清とらひては
我今かね後れどもくちかへゆき
とす士卒よじひは等命を全くとて
あまとのうと人によ先手をせざる

持て又敵陣よ馳りて目覺て手剣にて

討死常山経説古
今武勇覚書

かく譜 宽永

家

此とす正義三十六軍

東西宮濱ね帰らせ清の事のうと
聞りとくと討死に憐みあすり弟
右近正一按さうふ寛永譜正一の名をも
左近一齋を名とも今家譜も傳へ遺跡を
賜ひ正一もこのよせし寛永譜
うとくと

リ家譜永禄二年故方と二河國をさう

用斐國より毛利武田家の所諸角取後ち

某の同名とある。寛永 謂
甲陽軍艦同四年信濃國川中

鴻の戰より豊後守討死せり附歎其

首をとて去んとて西一をもて彼

都を追跡て諸角り有ともよ撫へ

帰る寛永信玄是れ坐て西一を拓キ其

功を第して家臣家用斐國主駒

地を與リ其後贈る用斐國とくて

關東より毛利守り乍ら北條家忠房
の里見と下總國鴻の戦にて合戦ひ
正・北條家より属し奮戦して首を得て
けり二の國と人の化國よ往ととを禁
止せられ正・北條家よりは是と
御よゆてより北條家よりは是と
めりとて遂に徒りとて三河國よ歸る

寛永元龜元年姫川の役

東照宮は從じてよりてある者を
寛永禱
四載紀聞 同三年信玄遠に國へ
出張して伊勢井上陣へ多門藤二
左衛門信廟と作傳とて出立ひよ
信成太軍の圍まれを困窮せんとし
うれ又む多中勢大輔忠勝等堅毅
を援めとてきわめて多くて忠勝お
信玄の先手と見付の如きて往あひた

よもやまに戰ひて西一仰ゆうけく
共やむ馳ひりの命を惜しまるゝを
帰りまつもとより一里の間信玄の会
席へ進みくまつて西一等若殿

遂よ軍を收じ 摺もよ國朝大業廣記より忠勝人教を
率ひて天智川を越るよす 東照主
「やまと西一と伊使を命ぜりて馳ひりて忠勝は對面一はりの
武勇に君るも八幡大明神の御要ともほくとする事より人との及くる事す
と山越ひりて大を呼りタルもに後方の諸軍忠勝の勇を羨み
感せりと詔を下す 宽永禱子載する事と同へり

十一月ニ方原の合戦より利を失ひ

退くとき信玄の玄七騎

東照宮の伊歐を慕ひ奉り

正一進みて其一人を斬焉ト馬も麻
けけられ残る丈見て馬よりあ

くら彼處する者を擇シとすと其處

馬を馳て賓客よしせ候一藩實永けん

正一日不致多右馬實永是候小栗又一忠政

等と皆行つて山馬實永從ひ

小栗家
舊記

常山
紀談天正三年長篠の役より武田

家諸士の旗實永を祀應實永ト

伊旗實永ト志川實永故の姓名と言上

ちるを違ふ事ある實永かくて伊旗を

奉り了織田右府の陣實永ト合戦を

もじへまや右門實永もねんと右府

正一左呼て近公實永ト支實永接戦及び

勇を奮して焉名實永い時日下部

定勝とも仰がうけ隊長

家忠
元追加

(○按もとより大久保家留言。ハ長條公戰のとき、東照宮の援兵として織田右府主馬一車庫の間は柵をすて御下駄織田家の軍士柵の外に出で戰り、とて大久保七郎左衛門忠せう家へ當て先陣を進まんとて大久保忠石も忠貞出で今日の戦い織田家の軍士殺先手をうけ我君のくわびに連ひ足を挫き出で城ひそくもへとよひ忠世守てをのれ率せしむる者をもうちて忠信は附屬して城ひむげとき日ち駿名右衛門主將と忠

仰をうけて諸陣より和一弓方の後もい兵船の者を携て放りしめ騎馬ハ一騎も出まつてある旨仰不候。もよもよて忠世忠信諸君の兵船を頗に放りせり。小豆田方先手崩れて左陣は札れり。さへも勝類散ふ敗北すと記せり。文ノ里布トガ一具ナメテ参考トスリルトシ。注

後勤モ
是後も忠石遠江國より武田家

公戦一筋の金谷ようじ入二股をせめ

被元原城をとくその餘光明乾小山等
出馬し汽船によ西庵派にて魔下
を放き事かくもいよく用變の多士
等の形勢を知りゆづれをく
實水
同八年高天神城を巡覧へとあまし
民同撫の後接りんことを思つてそれ
皆をとく。操縦し代時正一左右もと汝
此地よとまうて多氣となく岩を

りとす陽の者に急慢をいまとむ
風一との様へ正一から流れて此處を
退丸寛永清家
忠日丸追加やうて一人を副邊とく
まくはさみゆもんを携へとの様られ
はりや社主様おおきよをつるゝときとある
ちよづくの意よ但せ寛永清
拍拂也法りくと
巡見する事凡て古日舎を経て
と一日も多く事無寛永
清同十年

武田勝賴をして後
東照宮用斐國ひくにをあさり
市川いちかわにて用斐先方おほひを
折しりぞて御内右府ごうちゆふを創つく
時とき武川むかわの諸士しよしを招むかへ通とおし全ぜんは寛永
武徳太成丸ぶとくたいせいまる彼堂かれどうを流ながすと懐なつかみみみみ
家忠日記追加かちゆき行ゆる事害めいを避さけて山林さんりんや
山林さんりんを行ゆる事害めいを避さけて山林さんりんや

隠す所すこしに左角の人々をそろ

ふ早く市川より近一を尋りて
とくあそを役門よ書きよつて帰り

（家譜 宽永） 且ち夜市川市平騎の祖源米倉

主計助忠純折丹市介の曾昌年は

多くいづれ、一言よつて執事

けもいやうて忠純治昌より手て解褐

（實家譜 武徳太成
元家忠日丸加） 此時市川の諸士伊庵下

属せんともい速よ人質を生まつて

のあくよよく（家譜） あく市川よりて諸

れ人質をもとまつまつ（家譜 宽永） 各月俸

を賜（家譜 宽永） 是より遠は國桐山よむき

をもして居住とて仰る（家譜 宽永） 是

年六月織田右府事より（家譜 宽永） 墓田斐國の

古氏等河尻肥後守秀隆を殺害（家譜 宽永）

騒動（家譜 宽永） 一日の秋葉守

因詔沿席右軍の正徳等より業内を以て
者されりと大須賀康高は承りも
甲府の擾亂を防ぎてと命せらる
小笠各役地よいと西一に正綱等坐
古府中より甲斐の先方の士を擧
皆伊庵下に屬せしも 家惠日記並加ナリ 七月
東照宮新府よりせし北條氏直も
甲斐信濃を畧さんと四万餘石を
率か信濃國を歴て甲斐國よいと若
昌の陣より對陣するやうに故日
かく 寛永禱武 此後近一氏直よりして者
二人を生捕陣中より磔寛永禱國 朝太業廣記
ひそて十二月用斐信濃友國の令を下
甲府の郡代を命ぜられ西一八日下部
主好とも甲斐國の奉行職をもつ

市川以清齋工藤元隨齋岩間
人藏舊等の國中の巷說を聞く
往遊もつゝと命ぜられ正一室好む也

等の事より國政を以て家齊武德大成記

家忠日記追加

是より先遠は國秋葉寺にて庵やよ
属せし用斐信濃友國の諸士に之頃
致るとき正室好む同くくは事に
頃乃 武德大成記
家忠日記追加 同十二年根岸法師等

更に就けらる今是と根岸同日空
火 家譜寛永根本帶○按らるる寛永帶より此事不十年付
傳ふ傳ふ今より参考へ改め
是年清井雁多祐道多を度して
仰下すと行向くより正一善く國中
を尋ねて信玄の旗を大書、彼の徳法
を祀せしと書及し全國の往來法度不
式目其外軍伍を祀せしと書信玄の持
稿等を得てより續行よいりて是を

歎き家 同十八年小国原陣の附用府

譜

行すゆと

按もうち國朝大業廣紀は小国原の役、乙信奉
せし御子孫也の人物を記せ。中和元月

正一用斐國より住む、東院

九年、つて國中によ、辭禮せ

實永

かく八月關東よりせ歸府

先に用斐國を從へ、後へ右衛門
とてまつて、或充國辞形極よ至る
りま、或川根守の者を附屬するま

かくて北、或藏の剣法を定め奉
ひ、且仰科の地士り石の代官職と
武藏國櫛澤田食近ノ國領、周ニ郡
うちよりて、赤地二千石を賜。實永譜 国朝
大業廣紀

慶長五年上杉景勝征伐にて陸奥國
よりせ將へよき仰せうけて
右徳院殿より従ひ、うちて山縣奉行
とあつて下野國宇都宮よいる地に

石田三成謀叛よりおるるとい是より
伊馬をりてをあまし中山道を經て
進發行かくて毛利昌幸を奪れる
よ國城を攻撃、附仰をうけて諸手の
陣市をわらひもじ時、長子正成

東照宮の防魔りよまくを先よ取け
らむ。相本の者四人を威成の附属と
逆流伏説の後日引部主好米津清左衛

清勝等と仰をうけて板倉勝重より剣で
伏見の守護をたまふえのあく
根室丸を領する後清勝は和泉國
博の政所となり勝重は京都に住む
うち、近づける。伏見城の守護をとどもし
其後松平源義が定勝城代となり
り、近づける。伏見城の守護をとどもし
きて是を執りひた事よからぬ。

定勝判形を加へり又仰せられけり
近江國流井郡七万石の内代官とはよ
板倉勝重と有り（神祇）事より
裁断（清永）正一伏見守主（附）正一
威い駿府より（黄）奥味の料（金）
ちり黄金を徳（金）正一受て紙より
包み書の后（金）鐵面（金）弓馬（金）の
弓（金）是を指す（金）用正威（金）

御傳（金）とて猪口金（金）我等等
食せんとする事（金）是を見（金）事
ありと被（金）同（金）十九年
人故の彼よ正一の孫（金）從ひてやう、
一、印第陣の後正一許（金）正一
對面（金）すら戦場（金）出（金）必良
馬（金）蓄（金）是より買得（金）とて
金十枚（金）孫二人よ與（金）とて

正一ノ事未事未案一漫あう費をもす
さうれん人感りりて前稿舊
藏開書元和元年
伊勢國邑山城守ちとて仰行
一ノ既ニ年老て餘年か希り
守城の事かわすて着恩事くわ
んま支金を賜りもよそひ餘年く
あくたじゆふみれいとまく

東照宮共直言を感し詰し重金

賜按正月大坂犯の廣瀬藤藏大坂再亂の首級をめぐらと名
麻元トシヒ者西義の仲小吉正の事を記載する詳
記同二年別發して一齋と號し是

より先

東照宮直々重金を賜りて先祖承
之賜家傳宗近の刀と考る秘元くわて
家傳家譜同年二月廿八日半重
之至家傳清承法名を道譽くわ一家其
子四、子長男隼人正成是尾張

人所言義直卿より属せりとて彼等

住寛永二重門藏助右正之の鴉助

よし家寛永勝右とも掃部もいひす

幼稚寛永のときより家

東照宮よりしてまつり昂小姓を
ほどの文禄二年伏見にて同僚と年
論一遂に其人を討て逐電しのち
筑前守中納言秀秋より其のち松平

肥前守利常より家臣寛永家傳

守正成も早くより仕つたりて別家を

興寛永家寛永四男寛永正勝と

より右あつとり寛永慶長十九年

八月父正一八旬の及い一付是より

俱て駿府寛永まづより

東照宮よりまづよりけよ

西一正勝を捕りて常くは行う遺跡

在いの御、包へと云ふよど内蔵密
行て正勝は永地の印を下され

觀筆にて御歎古事記へ賜ふ

寛永 肴因
朝大業廣記時より八年遺迹

ほき伊小性組才番士より寛永二年

九月

大猷院殿伊よ落の供奉より四十一年

七月より落といせ落へと見えり

あくまろ

家持○今の大坂町奉行
家蔵周橋守正定の祖也